

令和6年度千葉県国民健康保険特別会計の決算剰余金の取扱いの変更について

1. 令和6年度決算剰余金の内訳

決算剰余金 約161億円 … ①

うち、・国庫負担金等返還金（令和7年度に返還）	約31.8億円（見込み）… ②
・令和7年度納付金減算額	約12.4億円… ③

→ **国庫負担金等返還金等を除いた、納付金の減算及び財政安定化基金の財政調整事業分への積立が可能な額：約116億円 … ① - ② - ③**

2. 令和6年度決算剰余金の取扱い方針

子ども・子育て支援金分の負担を緩和し、納付金上昇の平準化を図る。

決算剰余金の残金 約116億円のうち、

・令和8年度納付金減算額	約40億円 → 約54億円	出産育児一時金に係る一般会計からの繰入金の廃止に伴う対応（約10億円）
・財政安定化基金の財政調整事業分	約76億円 → 約62億円	

として活用、積み立てることとした。

確定係数において、国が子ども・子育て支援金総額を上方修正したため、その増加分を補う（約4億円）

ただし、令和8年度の納付金額を算定した結果、令和7年度と比べて著しく一人当たり納付金額が増加する場合や、令和7年度の県国保特別会計の收支不足が見込まれた場合等は、必要に応じて決算剰余金の取扱いについて再検討することとする。

《令和8年度国保事業費納付金減算額の変更理由》

○国が示す子ども・子育て支援金総額の増加

令和7年度第1回千葉県国民健康保険連携会議及び令和7年度第1回千葉県国民健康保険運営協議会において、子ども・子育て支援金分の負担を軽減し、国保事業費納付金の上昇を緩やかにするため、決算剰余金の一部（約40億円）を国保事業費納付金減算に活用することで合意した。しかし、確定係数において、国が子ども・子育て支援金総額を上方修正したため、本県の子ども・子育て支援金も増加した。この増加分を補うため決算剰余金（約4億円）を追加で活用した。

○令和8年度以降の出産育児一時金に係る一般会計から繰入金の廃止

令和8年度以降の出産育児一時金に係る一般会計からの繰入金について、12月末に国から地方財政措置を行わない旨の通知があった。そのため、市町村の財政への影響を考慮し、法定繰入分に相当する金額を決算剰余金（約10億円）を追加で活用することで補い、保険料の上昇を抑制することとした。

※令和8年度のみの臨時措置